

【件名】 障害児の補装具費支給における支給決定の誤りについて

【要旨】

1 事案の概要

令和 6 年度の障害児の補装具費支給は、原則として 1 割の利用者負担金がかかるべきところ、利用者負担金がかからないものと区が誤解し、誤った内容の支給決定をしていたことが令和 6 年 11 月に判明した。

このため、12 月に支給決定の内容を修正した。

2 支給決定の誤りの原因

車いす・補聴器などの補装具費支給制度は、制度の適用に当たって、これまで所得制限が設けられていたが、令和 6 年度から、障害児について、この所得制限が撤廃された。その国からの通知を読み誤り、制度適用後の利用者負担金もなくなったと誤解し、支給決定を行っていた。

なお、利用者負担金は、原則として 1 割。住民税非課税世帯は 0 円。住民税課税世帯の負担上限額は、月額 37,200 円となっている。

3 当初の支給決定の内容と修正後の支給決定の内容

今回修正した件数は、52 件（31 人）である。

（1）当初の誤った支給決定の内容

・補装具費の公費負担額	17,556,321 円
・利用者負担額	0 円
合計	17,556,321 円

（2）修正して支給決定した内容

・補装具費の公費負担額	16,806,978 円
・利用者負担額	749,343 円
合計	17,556,321 円

4 保護者等への対応

修正して支給決定した内容に基づき、令和 7 年 1 月に、31 人の保護者に対して、区から電話してお詫びし、今回の経緯を説明した。また、利用者負担金を含む支給決定通知を郵送し、利用者負担金の支払いをお願いした。

補装具事業者に対しても、修正して支給決定した内容に基づき、電話と郵送で、利用者負担金の請求をお願いした。